

(仮称) 新県民会館条例 (案)

目次

第1章 総則 (第1条—第5条)

第2章 (仮称) 新県民会館 (第6条—第20条)

第3章 みやぎNPOプラザ (第21条—第31条)

第4章 指定管理 (第32条—第37条)

第5章 その他 (第38条—第44条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び第3項の規定に基づき、(仮称) 新県民会館及びみやぎNPOプラザ(以下「複合施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 文化芸術の創造、発信、文化芸術を享受する場の提供及び営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動(第21条及び第22条において「民間非営利活動」という。)の総合的な促進により、地域の人々が集い、交流し、共感し、もって心豊かな生活及び活気あふれる社会の実現に寄与することを目的として、複合施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(仮称) 新県民会館	仙台市

(施設)

第4条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) (仮称) 新県民会館

(2) みやぎNPOプラザ

2 複合施設は、前項に掲げる施設相互の連携を図ることにより、複合施設として有機的に運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に前条第1項に掲げる構成施設の管理を行わせることができる。

第2章 (仮称)新県民会館

(設置)

第6条 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等として、(仮称)新県民会館を設置する。

(業務)

第7条 (仮称)新県民会館（以下「会館」という。）において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化芸術を鑑賞する場及び機会の提供に関すること。
- (2) 文化芸術の発表を行う場及び機会の提供に関すること。
- (3) 文化芸術の普及啓発に関すること。
- (4) 文化芸術の人材育成に関すること。
- (5) 地域の活性化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(管理業務の範囲)

第8条 第5条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合(第17条第1項及び第2項並びに第20条において「指定管理者による管理の場合」という。)については、会館の指定管理者（以下「会館指定管理者」という。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる業務
- (2) 会館の使用の許可に関する業務
- (3) 会館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(開館時間)

第9条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(使用許可)

第11条 会館を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 会館の設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、会館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 知事は、第1項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用者の行為の制限)

第12条 前条第1項の許可を受けて会館を使用する者（以下「会館使用者」という。）は、会館において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項の許可を受けた設備又は器具以外のものを使用すること。

(2) 寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行うこと。

(3) 現状を変更すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が定める行為

(使用許可の取消し等)

第13条 知事は、会館使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により第11条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第11条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、会館の管理上特に必要があると認められるとき。

(使用料)

第14条 会館使用者からは、別表第1に定める使用料及び規則で定める使用料（以下これらを「会館使用料」という。）を徴収する。

2 会館使用料は、知事が定める方法により納入しなければならない。

(使用料等の免除)

第15条 知事は、特別の事情があると認めるときは、会館使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第16条 知事が既に徴収した会館使用料は、返還しない。ただし、会館使用者がその責めに帰することのできない事由により施設を使用することができなくなったときはこの限りでない。

(利用料金)

第17条 指定管理者による管理の場合については、第14条から第16条までの規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合については、会館使用者は、その使用に係る以下に掲げる料金（以下「会館利用料金」という。）を会館指定管理者に支払わなければならない。

(1) 別表第1に定める使用料の額に相当する額に100分の50を乗じて得た額から当該使用料の額に相当する額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内に

において、会館指定管理者が定める額。

(2) 規則で定める使用料の額を上限として、会館指定管理者が定める額。

3 前項の場合において、会館指定管理者は、あらかじめ当該会館利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 会館利用料金は、会館指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第 18 条 会館指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、会館利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第 19 条 会館指定管理者が既に徴収した会館利用料金は、返還しない。ただし、会館使用者がその責めに帰することのできない事由により施設を使用することができなくなったときはこの限りでない。

(読替規定)

第 20 条 指定管理者による管理の場合における第 9 条及び第 10 条の規定の適用については、これらの規定中「知事は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「会館指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて」とし、第 11 条から第 13 条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「会館指定管理者」とする。

第 3 章 みやぎ NPO プラザ

(設置)

第 21 条 宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成 10 年宮城県条例第 36 条)に基づき、民間非営利活動を総合的に促進するための拠点施設として、みやぎ NPO プラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

(業務)

第 22 条 プラザにおいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 民間非営利活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 民間非営利活動に係る相談及び研修に関すること。
- (3) 民間非営利活動に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 民間非営利活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること。
- (5) 民間非営利活動を行う者、県民、企業及び行政等多様な主体の相互の連携及び交流の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(管理業務の範囲)

第 23 条 第 5 条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合(第 29 条第 1 項及び第 2 項並びに第 31 条において「指定管理者による管理の場合」という。)については、プラザの指定管理者(以下「プラザ指定管理者」という。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる業務

- (2) プラザの使用の許可に関する業務
- (3) プラザの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(開館時間)

第24条 プラザの開館時間は、次に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

- (1) 日曜日及び祝日法に規定する休日 午前9時30分から午後5時30分まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後9時30分まで

(休館日)

第25条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(使用許可)

第26条 プラザの施設で別表第2に掲げるもの又は規則で定める設備（次項において「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) プラザの設置の目的に反して使用のおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 知事は、第1項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。

(使用許可の取消し等)

第27条 知事は、前条第1項の許可を受けてプラザを使用する者（以下「プラザ使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理上特に必要があると認められるとき。

(使用料)

第28条 プラザ使用者からは、別表第2に定める使用料及び規則で定める使用料（以下これらを「プラザ使用料」という。）を徴収する。

2 プラザ使用料は、知事が定める方法により納入しなければならない。

(利用料金)

第29条 指定管理者による管理の場合については、前条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合については、プラザ使用者は、別表第2に定める使用料の額及び規則で定める使用料の額を上限として、プラザ指定管理者が定める料金（次項及び第4項並びに次条第2項において「プラザ利用料金」という。）をプラザ指定管理者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、プラザ指定管理者は、あらかじめ当該プラザ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 プラザ利用料金は、プラザ指定管理者の収入とする。

(規定の準用)

第30条 第15条及び第16条の規定は、プラザ使用料について準用する。この場合において、第15条及び第16条中「会館使用料」とあるのは「プラザ使用料」と、同条中「会館使用者」とあるのは「プラザ使用者」と読み替えるものとする。

2 第18条及び第19条の規定は、プラザ利用料金について準用する。この場合において、第18条及び第19条中「会館指定管理者」とあるのは「プラザ指定管理者」と、「会館利用料金」とあるのは「プラザ利用料金」と、同条中「会館使用者」とあるのは「プラザ使用者」と読み替えるものとする。

(読替規定)

第31条 指定管理者による管理の場合における第24条及び第25条の規定の適用については、これらの規定中「知事は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「プラザ指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて」とし、第26条及び第27条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「プラザ指定管理者」とする。

第4章 指定管理

(指定管理者選定委員会への諮問)

第32条 知事は、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号）第3条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、（仮称）新県民会館指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置)

第33条 知事の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、（仮称）新県民会館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第34条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第35条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 36 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第 37 条 第 33 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第 5 章 その他

(入館の拒否等)

第 38 条 知事は、施設、設備、器具等を損傷し、その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。

(目的外使用の禁止)

第 39 条 会館使用者及びプラザ使用者（次条、第 41 条及び第 42 条第 1 項においてこれらを「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 40 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 41 条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
第 13 条及び第 27 条の規定により、使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第 42 条 使用者その他施設を利用する者（次項において「利用者」という。）は、施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
2 前項に規定する損傷又は亡失が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、当該利用者は、当該損傷若しくは亡失をした施設、設備、器具等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(読替規定)

第 43 条 第 5 条の規定により指定管理者に会館又はプラザの管理を行わせる場合における第 38 条、第 41 条及び第 42 条の規定の適用については、これらの規定

中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第 44 条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 5 条に規定する指定管理者の指定、第 11 条第 1 項及び第 26 条第 1 項の規定による使用許可並びに第 17 条第 3 項、第 29 条第 3 項に規定する利用料金の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 28 年宮城県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 1 条、第 2 条、第 7 条関係）			別表（第 1 条、第 2 条、第 7 条関係）		
名 称	報 酬 額	旅 費	名 称	報 酬 額	旅 費
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県民会館指定管理者 選定委員会の委員	出席 1 回につき 11,900 円	6 級	宮城県民会館指定管理者 選定委員会の委員	出席 1 回につき 11,900 円	6 級
<u>(仮称)新県民会館指定管 理者選定委員会の委員</u>	<u>出席 1 回につき 11,900 円</u>	<u>6 級</u>			

別表第 1（第 14 条、第 17 条関係）

会館の使用料

使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後・ 夜間
		午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

大ホール	舞台及び全客席 を使用する場合	平日	83,700	134,000	167,500	217,700	301,500	362,800	
		土曜日 日曜日 休日	104,700	167,500	209,300	272,200	376,800	453,600	
	舞台及び1階席 と2階席を使用 する場合	平日	75,900	121,500	151,900	197,400	273,400	329,000	
		土曜日 日曜日 休日	94,900	151,900	189,800	246,800	341,700	411,300	
	舞台及び1階席 を利用する場合	平日	64,900	103,800	129,800	168,700	233,600	281,200	
		土曜日 日曜日 休日	81,100	129,800	162,200	210,900	292,000	351,500	
	スタジオ シアター	客席を使用する 場合	平日	21,500	34,400	43,000	55,900	77,400	93,200
			土曜日 日曜日 休日	26,900	43,000	53,800	69,900	96,800	116,500
客席を使用しな い場合		平日	44,600	71,400	89,300	116,000	160,700	193,400	
		土曜日 日曜日 休日	55,800	89,300	111,600	145,100	200,900	241,800	
スタジオ		平日	11,300	18,000	22,500	29,300	40,500	48,800	
		土曜日 日曜日 休日	14,100	22,500	28,100	36,600	50,600	60,900	
ギャラリ ー1	全面使用する場 合	平日	11,200	17,900	22,400	29,100	40,300	48,600	
		土曜日 日曜日 休日	14,000	22,400	28,000	36,400	50,400	60,700	
	区分 A を使用す る場合	平日	6,800	10,900	13,700	17,700	24,600	29,600	
		土曜日 日曜日 休日	8,500	13,700	17,100	22,200	30,800	37,000	
区分 B を使用す る場合	平日	6,600	10,600	13,200	17,200	23,800	28,700		
	土曜日	8,300	13,200	16,600	21,500	29,800	35,900		

		日曜日 休日						
ギャラリー ー2	全面使用する場 合	平日	9,500	15,200	19,000	24,700	34,200	41,200
		土曜日 日曜日 休日	11,900	19,000	23,800	30,900	42,800	51,500
	区分 A を使用す る場合	平日	6,700	10,700	13,400	17,400	24,100	29,100
		土曜日 日曜日 休日	8,400	13,400	16,800	21,800	30,200	36,400
	区分 B を使用す る場合	平日	4,700	7,500	9,400	12,200	16,900	20,400
		土曜日 日曜日 休日	5,900	9,400	11,800	15,300	21,200	25,500
中楽屋 1			1,000	1,200	1,300	2,200	2,500	3,500
中楽屋 2			1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
中楽屋 3			1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
中楽屋 4			900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
大楽屋 1			1,600	2,100	2,100	3,700	4,200	5,800
大楽屋 2			1,600	2,000	2,000	3,600	4,000	5,600
スタッフ控室（大ホール）			1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
メイク控室（大ホール）			1,000	1,200	1,300	2,200	2,500	3,500
衣装控室（大ホール）			1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
控室（スタジオシアター）			800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
スタッフ控室（スタジオシアター）			900	1,100	1,200	2,000	2,300	3,200
衣装控室（スタジオシアター）			800	1,000	1,100	1,800	2,100	2,900
アトリエ 1（創作室）			1 時間当たり 800 円					
アトリエ 2（創作室）			1 時間当たり 400 円					
アトリエ 3（創作室）			1 時間当たり 400 円					
練習室 1			1 時間当たり 500 円					
練習室 2			1 時間当たり 300 円					
練習室 3			1 時間当たり 300 円					
練習室 4			1 時間当たり 300 円					
練習室 5			1 時間当たり 800 円					

会議室	全面利用する場合	1 時間当たり 2,700 円
	3 分の 2 を利用する場合	1 時間当たり 2,000 円
	3 分の 1 を利用する場合	1 時間当たり 1,100 円
和室	全面利用する場合	1 時間当たり 1,600 円
	3 分の 2 を利用する場合	1 時間当たり 1,100 円
	3 分の 1 を利用する場合	1 時間当たり 600 円
交流ひろば		1 時間当たり 6 円
芝生ひろば		1 時間当たり 1 円

備考

- 1 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 3 大ホール及びスタジオシアターの使用者が入場料（いずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の使用料の額は、入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）の 1.2 倍に相当する額、入場料の額が 3,001 円以上 6,000 円以下のときは基本額の 1.6 倍に相当する額、入場料の額が 6,001 円以上 9,000 円以下のときは基本額の 2 倍に相当する額、入場料の額が 9,001 円以上 12,000 円以下のときは基本額の 2.4 倍に相当する額、入場料の額が 12,001 円以上 15,000 円以下のときは基本額の 2.8 倍に相当する額、入場料の額が 15,001 円以上のときは基本額の 3.2 倍に相当する額とする。
- 4 スタジオの使用者が入場料金を徴収する場合の使用料の額は、入場料金の額が 1,001 円以上 3,000 円以下のときは基本額の 1.6 倍に相当する額、入場料金の額が 3,001 円以上のときは基本額の 2.0 倍に相当する額とする。
- 5 ギャラリーの使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、入場料の額が 1,001 円以上のときは基本額の 1.6 倍に相当する額とする。ただし、ギャラリーの使用者が物品等の販売を主たる目的で使用する場合の使用料の額は、基本額の 3 倍に相当する額とする。
- 6 交流ひろば及び芝生ひろばの使用者が物品等の販売を主たる目的で使用する場合の使用料の額は、基本額の 4 倍に相当する額とする。
- 7 この表に定める使用時間外に使用する場合の使用料の額は、規則に定める。
- 8 準備又は後片付けのため大ホール、スタジオシアター、スタジオ及びギャラリーを使用する場合の使用料の額は、基本額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 9 交流ひろば及び芝生ひろばの使用面積が 1 平方メートル未満である場合又は当該面積に 1 平方メートル未満の端数がある場合は、1 平方メートルとして計算する。

別表第 2（第 26 条、第 28 条、第 29 条関係）

プラザの使用料

名称	区分	使用料
事務室大 1	1 室 1 月につき	35,000 円
事務室大 2	1 室 1 月につき	26,600 円

事務室中	1 室 1 月につき	11,200 円
事務室小	1 室 1 月につき	5,600 円
会議室	1 時間につき	800 円
多目的室	1 時間につき	300 円

備考

- 1 使用料の額が 1 月当たりで定められている施設を使用する場合において、使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月に切り上げる。
- 2 使用料の額が 1 時間当たりで定められている施設を使用する場合において、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 3 事務室大 1、事務室大 2 及び会議室の 2 分の 1 の区画を貸切使用するときの使用料の額は、この表の使用料の 2 分の 1 に相当する額とする。